

令和元年度第2回都市計画審議会
令和元年8月29日（水）午前10:00～

議案第 3 号

阪神間都市計画土地区画整理事業の決定

（西宮市決定）について【付議】

（都市計画樋ノ口土地区画整理事業）

目 次

1. 計画書（案）P. 1
2. 理由書（案）P. 2
4. 総括図（案）P. 3
5. 計画図（案）P. 4

西都計発第28-2号
令和元年8月29日
(2019年)

西宮市都市計画審議会
会長 角野 幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



阪神間都市計画土地区画整理事業の決定（西宮市決定）について【付議】
（都市計画樋ノ口土地区画整理事業）

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に
付議します。

計 画 書 (案)

阪神間都市計画土地区画整理事業の決定（西宮市決定）

都市計画樋ノ口土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		樋ノ口土地区画整理事業				
面 積		約 6.6 ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
		都市計画道路	3.5.168号 甲子園段上線	12m	約 250 m	—
	公園及び 緑地	種 別	名 称	面 積		備 考
		—	—	—		—
その他の 公共施設	下水道については、西宮市公共下水道計画に合わせて整備する。					
宅地の整備		都市基盤の整備による良好な住宅地の形成を図る。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

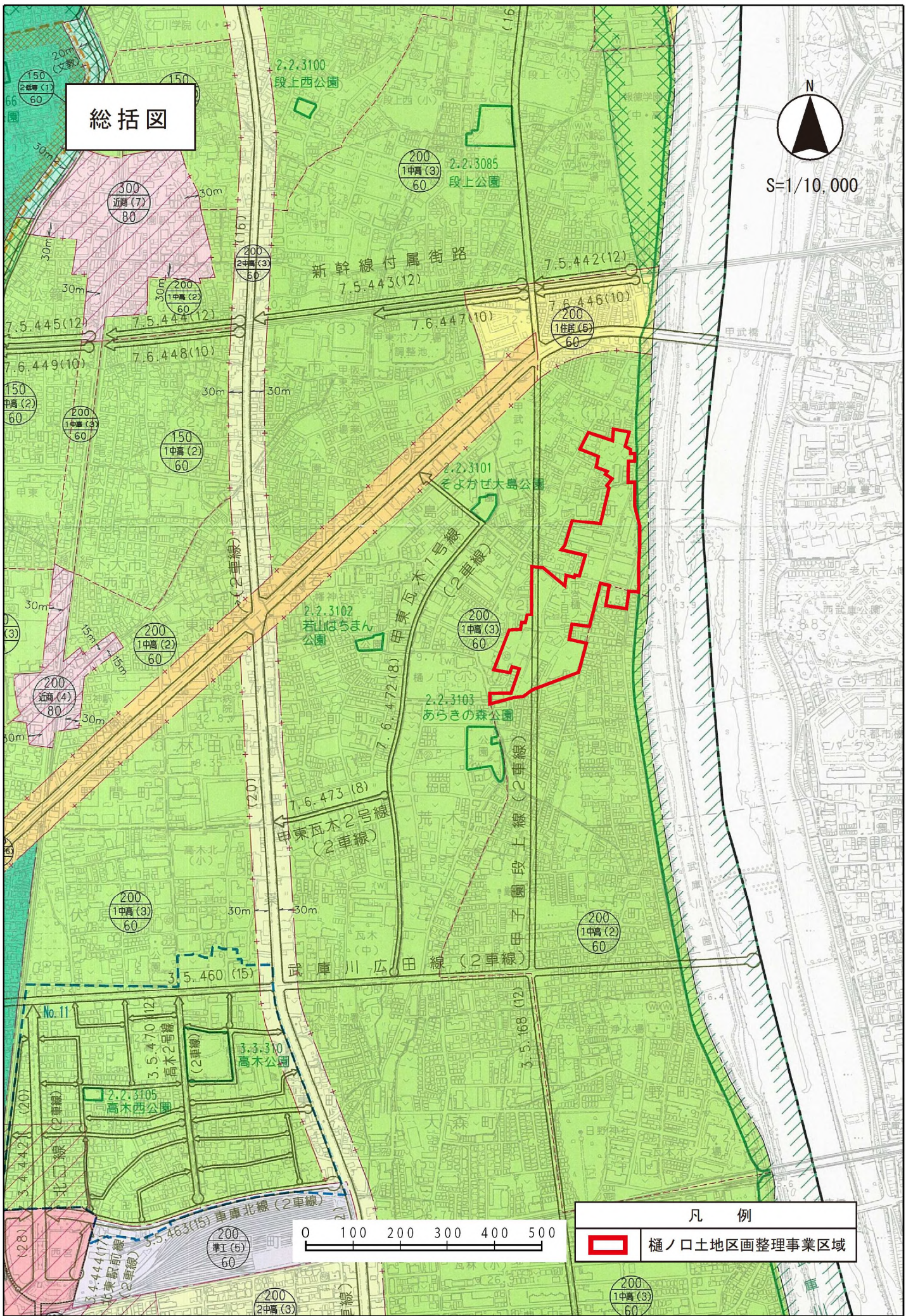
本地区を含む甲東瓦木地区は、昭和 42 年に土地区画整理事業の都市計画を決定したが、長期未着手となっていたため、平成 28 年 3 月に都市計画を一旦廃止した。しかし、本地区は都市基盤施設が脆弱で、スプロール的に宅地開発が進む中に農地が点在し、都市計画道路（W=12m）も未整備であるため、地元地権者よりまちづくりを望む意見があった。


甲子園段上線を含む区域において、土地区画整理事業を行うことにより、安心安全で良好な市街地の形成と農業環境の維持育成、接道条件の改善による土地の有効活用等を図るため、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものとする。

総括図



S=1/10,000



凡例	
	樋ノ口土地区画整理事業区域

